



埼玉県報

第249号
令和3年(2021年)
10月5日
火曜日

目次

告示

- 肥料の登録に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の品質の確保等に関する法律の規定による登録事項の変更に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の失効に関する告示（病虫害防除所）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 県道鴻巣川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道川口草加線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道吉場安行東京線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道川口草加線の道路の占用を制限する区域の指定（越谷県土整備事務所）
- 県道吉場安行東京線の道路の占用を制限する区域の指定（越谷県土整備事務所）

告示

埼玉県告示第千百七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和三年二月二日付けで次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第 七〇二号
肥料の種類	混合有機質 肥料
肥料の名称	海藻混合肥 料
保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 一・〇 加里全量 五・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸 六丁目四十九番地 十二号

告示

埼玉県告示第千百八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和三年三月十一日付けで次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第七〇三号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	米の精入り混合有機2
保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 二・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の氏名又は名称及び住所	兼松アグリテック株式会社 茨城県神栖市深芝四番地七

告示

埼玉県告示第千百九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第一項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第 三五四号	肥料の種類	消石灰	肥料の名称	特製消石灰	保証成分量 (%)その他 規格	アルカリ分 六五・〇	登録の有効期限	令和九年 三月十七日	生産業者の氏名 又は名称及び住所	秩父石灰工業株式会社 東京都中央区新川 一丁目八番地六号
登録番号	埼玉県第 六〇二号	肥料の種類	魚かす粉	肥料の名称	魚かす粉	窒素全量 七・〇 りん酸全量 五・〇	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は、公定規格のとおり	登録の有効期限	令和九年 二月二十 六日	生産業者の氏名 又は名称及び住所	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七百五十三番地一
登録番号	埼玉県第 六九五号	肥料の種類	乾燥菌 体肥料	肥料の名称	K I W 2 0 1 8	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は、公定規格のとおり	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は、公定規格のとおり	登録の有効期限	令和六年 三月十五 日	生産業者の氏名 又は名称及び住所	小岩井乳業株式会社 東京都千代田区丸 の内二丁目五番二 号

埼玉県第 六五一号	埼玉県第 六五二号	埼玉県第 四九九号	埼玉県第 六九七号
肉かす粉 末	副産物 動物肥 料	生石灰	混合有 機質肥 料
エコパ レス・ ミール	副産物 動物肥 料8号	武甲印 90生 石灰	混合有 機質3 号
窒素全量 八・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり	窒素全量 八・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり	アルカリ分 九〇・〇	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ 他の制限事 項は、公定規 格のとおり
令和九年 四月二十 七日	令和六年 四月二十 七日	令和九年 五月十一 日	令和六年 四月八日
株式会社パレスホ テル 東京都千代田区丸 の内一丁目一番一 号	朝日アグリア株式 会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番地六号	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七百五十三番地一

五七六号 埼玉県第	五七五号 埼玉県第	六七八号 埼玉県第	六七七号 埼玉県第	五〇〇号 埼玉県第
副産物肥料	副産物肥料	消石灰	消石灰	生石灰
副産物肥料 73号	副産物肥料 64号	72粒状消石灰	72粒状消石灰	90菱印生石灰
窒素全量 七・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	アルカリ分 七二・〇	アルカリ分 七二・〇	アルカリ分 九〇・〇
令和六年 五月三十 一日	令和六年 五月三十 一日	令和九年 六月二十 一日	令和九年 六月二十 一日	令和九年 五月十一 日
朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地	朝日アグリア株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地	日本肥料株式会社 栃木県佐野市宮下 町一番十号	村檜石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下 町一番十号	菱光石灰工業株式会社 東京都千代田区神 田富山町十番地二一

五五三号 埼玉県第	五五二号 埼玉県第	五二四号 埼玉県第	六〇三号 埼玉県第
乾燥菌 体肥料	乾燥菌 体肥料	魚節煮 かす	副産物 肥料
乾燥菌 体肥料 2号	乾燥菌 体肥料 1号	10・ 0魚節 煮かす	副産物 肥料 87号
窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	窒素全量 一〇・〇	窒素全量 八・〇 りん酸全量 七・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり
令和六年 六月二十 九日	令和六年 六月二十 九日	令和九年 六月七日	令和六年 六月五日
朝日工業株式会 社 埼玉県児玉郡神 川町渡瀬二百二 十二番地	朝日工業株式会 社 埼玉県児玉郡神 川町渡瀬二百二 十二番地	株式会社筒屋 埼玉県春日部市赤 沼七百四番地二	朝日アグリア株式 会社 埼玉県児玉郡神 川町渡瀬二百二 十二番地

五〇七号	埼玉県第				
その粉末	かす及び	なたね油			
粉末	油かす	なたね	5・3		
一・〇	加里全量	二・〇	りん酸全量	五・三	窒素全量
七月一日	令和九年				
地	平方千四百一十一番	埼玉県上尾市大字	社	ヤマキ食品株式会社	

告示

埼玉県告示第千百十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に係る変更の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第 六四四号	
肥料の種類	加工家きん ふん肥料	
変更事項	株式会社愛 鶏園 代表者の変 更	
変更内容	変更前	齋藤 大天
	変更後	齋藤 拓

告示

埼玉県告示第千百一十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県 第六二七号	肥料の種類	蒸製骨粉	肥料の名称	蒸製骨粉 1. 0	保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所	株式会社イシダ 東京都墨田区東墨田 二丁目十九番地一号
	埼玉県 第六二八号		蒸製骨粉		蒸製骨粉 1. 0		窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり		ミヤコ製肥株式会社 東京都墨田区東墨田 二丁目十九番地一号

第六一一号	埼玉県
肥料	副産石灰
料	副産石灰肥
定規格のとおり	アルカリ分 四〇・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公
	朝日アグリア 株式会社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地

告 示

埼玉県告示第千百十二号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

川口市幸町一丁目、幸町二丁目、中青木一丁目

四 作業期間

令和三年十月一日から令和四年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百十三号

測量計画機関であるさいたま地方事務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま地方事務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市祇園の一部

四 作業期間

令和三年十月一日から令和四年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百十四号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真（地上画素寸法十二センチメートル以内））

三 作業地域

東松山市全域

四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年三月十一日まで

告 示

埼玉県告示第千百十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―三二―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市北堀字新田原千七百八十五番一、千七百八十五番二、

千七百八十七番、千七百八十八番一、

千七百八十九番一、千七百九十番、

千七百九十一番一、千八百十五番一、

千八百十五番三

埼玉県本庄市北堀字原千四百三十三番三、千四百三十三番七

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百四十七・九立方メートル

告示

埼玉県告示第千百十六号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

株式会社勝建設	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
	白岩 勝彦		埼玉県富士見市上沢一丁目十八番五十八号

告 示

埼玉県告示第千百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気 契約電力8,446キロワット
予定使用電力量11,908,600キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社V-Power 東京都品川区東品川3丁目6番5号

5 落札金額

250,599,376円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年5月28日

告 示

埼玉県告示第千百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気 契約電力6,790キロワット 予定使用電力量12,676,400キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社V-Power 東京都品川区東品川3丁目6番5号

5 落札金額

254,706,892円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年5月28日

告 示

埼玉県告示第千百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気 契約電力8,279キロワット 予定使用電力量12,673,200キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号

5 落札金額

266,351,171円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年5月28日

告 示

埼玉県告示第千百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気 契約電力7,198キロワット 予定使用電力量11,415,100キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号

5 落札金額

233,114,645円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年5月28日

告 示

埼玉県告示第千百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気 契約電力7,314
キロワット 予定使用電力量9,261,600キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号

5 落札金額

191,014,655円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年5月28日

告 示

埼玉県告示第千百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気 契約電力1,626キロワット
ト 予定使用電力量4,279,900キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年7月29日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号

5 落札金額

77,905,008円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年5月28日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
	比企郡吉見町大字万光寺 字芝田二六番一〇地先か ら同郡同町大字万光寺字 三反田三〇八番一地先ま で	区 間
一 二 ・ 六 六 〇 二 四 ・ 一 二	一 〇 ・ 一 七 〇 一 二 ・ 六 六	敷地の幅員 (メートル)
	三 二 四 ・ 〇 四	延 長 (メートル)
	交 差 点 整 備 事 業 に よ る	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>川口草加線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>草加市柳島町大字道通八七五番 二地先から同市谷塚上町字野発 五九四番四地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年三月三十一日 付け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第二十二号で告 示した道路予定区域の一部 供用開始である。延長三三 〇・九三メートル</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>吉場安行東京線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>草加市柳島町字助三郎八番二地 先から同市谷塚上町字大沼五七 九番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年三月三十一日 付け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第二十一号で告 示した道路予定区域の一部 供用開始である。延長二二 五・五二メートル</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和三年十月五日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 川口草加線 草加市柳島町字道通九〇四番一地先から同市谷塚上町字野

発五九四番四地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年十月八日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和三年十月五日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 吉場安行東京線 草加市柳島町字助三郎一番一地先から同市谷塚上町字

大沼五七九番二地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和三年十月八日